○経済産業省令第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣　海江田万里

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第六百四十八条」を「日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書のＪＡ・六・二」に改める。

第二百八十五条を次のように改める。

（表記）

第二百八十五条　皮革面積計の表記事項は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第二百八十六条を次のように改める。

（性能）

第二百八十六条　皮革面積計の性能は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第二百八十七条から第二百九十二条までを次のように改める。

第二百八十七条から第二百九十二条まで　削除

第二百九十三条を次のように改める。

（検定公差）

第二百九十三条　皮革面積計の検定公差は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第二百九十四条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第二百九十四条　皮革面積計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第二百九十五条及び第二百九十六条を次のように改める。

第二百九十五条及び第二百九十六条　削除

第二百九十七条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第二百九十七条　皮革面積計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第二百九十八条を次のように改める。

第二百九十八条　削除

第二百九十九条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第二百九十九条　皮革面積計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第三百条を次のように改める。

（使用公差）

第三百条　皮革面積計の使用公差は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第三百一条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第三百一条　皮革面積計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第五章第二節第三款第二目の目名中「器差の検査」を「器差検査」に改める。

第三百二条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第三百二条　皮革面積計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七六一四（二〇一〇）による。

第六百二十条を次のように改める。

（表記）

第六百二十条　積算熱量計の表記事項は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百二十一条を次のように改める。

（性能）

第六百二十一条　積算熱量計の性能は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百二十二条から第六百三十六条までを次のように改める。

第六百二十二条から第六百三十六条まで　削除

第六百三十七条を次のように改める。

（検定公差）

第六百三十七条　積算熱量計の検定公差は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百三十八条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第六百三十八条　積算熱量計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百三十九条から第六百四十三条までを次のように改める。

第六百三十九条から第六百四十三条まで　削除

第六百四十四条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第六百四十四条　積算熱量計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百四十五条から第六百四十八条までを次のように改める。

第六百四十五条から第六百四十八条まで　削除

第六百四十九条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第六百四十九条　積算熱量計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第十七章第二節第三款の款名中「使用中の公差」を「使用公差」に改める。

第六百五十条を次のように改める。

（使用公差）

第六百五十条　積算熱量計の使用公差は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第十七章第二節第三款の款名中「使用中の検査」を「使用中検査」に改める。

第六百五十一条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第六百五十一条　積算熱量計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百五十二条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第六百五十二条　積算熱量計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書による。

第六百五十三条から第六百五十五条までを次のように改める。

第六百五十三条から第六百五十五条まで　削除

第九百六十八条を次のように改める。

（表記）

第九百六十八条　酒精度浮ひょうの表記事項は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。